ガンマ線スペクトロメーター点検業務（大崎広域大日向クリーンパーク）仕様書

第１章　総則

本仕様書は，大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する「ガンマ線スペクトロメーター点検業務（大崎広域大日向クリーンパーク）」に適用する。

第１節　計画概要

１　一般概要

本業務は，ガンマ線スペクトロメーターの検査，校正による点検を行い，安定した測定精度の確保を目的として行うものである。

２　業 務 名　　ガンマ線スペクトロメーター点検業務
（大崎広域大日向クリーンパーク）

３　業務場所　　大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向２６番地１

４　業務期間　　契約締結日の翌日から
令和 7 年 7 月 31 日まで

５　支　　払　　業務完了後一括払

第２節　業務方針

１　適用範囲

本仕様書は，本業務の基本的内容について定めるものであり，受注者は，他の設備への業務による影響を少なくする為にも施設を熟知し，本仕様書に明記されていない事項であっても，本業務の目的達成のために必要事項，または業務の性質上当然必要と思われるものについては，受注者の責任において行うこと。

２　疑義

本仕様書について設計・施工中に疑義が発生した場合，受注者は発注者と協議し決定するものとする。

３　変更

本仕様書については，原則として変更は認めないが，ただし発注者との協議により変更する場合はこの限りではない。

第３節　業務内容

１　対象機器

1）ガンマ線スペクトロメーターの点検・校正

ＥＭＦジャパン（株）製　ＥＭＦ２１１型（放射線濃度測定用システム）

① 外観検査：結晶部表面の傷・ＵＳＢ端子の破損確認

② ノート型パソコンの更新と通信状況確認

③ 過去測定データ等の表示スペクトル異常確認

④ エネルギー校正：塩化カリウム・ウラン線源・Ｃｓ-137 線源にてエネルギー目盛確認と調整

⑤ その他：データ処理用ノートパソコン・プリンター・電子てんびん・容器各種の動作確認点検・清掃等

※点検校正時に代替機を設置すること

２　ノート型パソコンのスペック　下記以上のもの，または同等品とする。

1）ＯＳ：Windows11 Pro

2）ＣＰＵ：core-i5

3）メモリ：8GB

4）記憶領域：256GB　SSD

5）ディスプレイ：15.6 インチ・FHD

6）オフィスソフト：Microsoft office personal 2021 デジタルアタッチ版

7）USB ポート：type-A ２個以上　type-C １個以上

8）光学ドライブ：なし

３　設置・取付・ソフトウェアのインストール

４　撤去・処分

第４節　業務完了及び提出図書等

１　業務完了

業務完了時には，発注担当者（検査員）立会のもとに完成検査を実施し，合格をもって完了とする。

２　提出図書等

受注者は，契約締結後直ちに下記図書を作成し提出するものとする。

1）着手前提出図書

① 着手届及び業務工程表　　１部

② 管理技術者等通知書　　１部

③ その他必要する図書　　必要と部数

2）完成図書

① 給付完了通知書　　１部

② 点検報告書　　１部

③ 写真帳（カラー）　　　　　1部
④ その他必要とする図書　　必要とする部数

第５節　その他

１　業務の基本的事項

本業務施工に際しては，次の事項を遵守するものとする。

1）受注者は作業にあたっては，安全に配慮留意し，関係法令を尊守するものとする。特に火気等の使用については，担当者と十分協議をすること。

2）消耗品に該当する部品を組合発注者側にて予備品として保管している場合は，発注者と協議の上，予備品を優先的に使用する。

3）資材置場，資材搬入路などについて発注者と十分協議し，周辺に支障が生じないように計画し，実施すること。また，整理整頓を履行し，火災，盗難等の事故防止に努めること。

4）他設備，既存物件等への損傷・汚染防止に努め，受注者の責任範囲において損傷･汚染が生じた場合は，受注者の負担で速やかに復旧すること。

２　暴力団等の排除について

1）この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成 24 年 10 月 1 日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。

2）発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。

3）この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い，直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で，これにより，履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは，必要に応じて，工程の調整，工期の延長等の措置を講じる。